

## 産 業 分 類 表

| 種 類           | 基 準                                                                          | 内 容 例 示                                                                                                                                                                                                                          |
|---------------|------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 建 設 業         | 注文又は自己建設によって、建設工事を施工する事業所                                                    | 土木工事業、道路舗装工事業、建築工事業、建売業(自己施工)、屋根工事業、建物塗装業、解体工事業、建築リフォーム工事業、電気工事業、配管工事業、冷暖房設備工事業、大工・とび工事業、左官業など                                                                                                                                   |
| 製 造 業         | 食品工業、繊維工業、木工業、印刷業、製本業及び化学工業並びに金属製品、機械器具などの製品を製造して卸売する事業所                     | 食料品製造業、調味料製造業、製粉業、たばこ製造業、製糸業、紡績業、衣服身の回り品製造業、製材業、新聞・出版社(印刷のみ)、石けん・合成洗剤製造業、自動車製造業、電気製品製造業、鋳物製造業、機械製造業、船舶製造業、玩具製造業、プラスチック製品製造業など                                                                                                    |
| 情 報 通 信 業     | 情報の伝達、情報の処理、提供などのサービス、インターネットに付随したサービス及び伝達を目的とした情報の加工を行う事業所                  | 信書送達業、電話業、放送業、情報処理・提供サービス業(興信所を除く)、ソフトウェア業、計算センター、プロバイダ、映画・ビデオ制作業、レコード会社、新聞・出版社(主として発行、出版を行う)、ニュース供給業、貸スタジオ(映画撮影・                                                                                                                |
| 運 輸 業         | 鉄道、自動車、船舶、航空機などによる運送業、倉庫業及びこれらに附帯するサービスを行う事業所                                | 鉄道業、乗合バス業、宅配便業、自動車運送業、タクシー業、水運業、航空運送業、倉庫業、荷役業、こん包業、有料道路料金徴収業など                                                                                                                                                                   |
| 卸 売 ・ 小 売 業   | 卸売業(仕入れ卸)、小売業、製造小売業など商品を売買する事業所                                              | 貿易商社、材木問屋、仲買業、百貨店、酒店、調剤薬局、書店、たばこ店、ガソリンスタンド、コンビニエンスストア、新聞販売店など                                                                                                                                                                    |
| 金 融 ・ 保 険 業   | 銀行、信託業、投資業、証券業、商品先物取引業などの金融業及び保険業                                            | 銀行、信託業、金融公庫、信用農業協同組合連合会、質屋、証券業、生命保険業、損害保険業、クレジットカード業、農業共済組合など                                                                                                                                                                    |
| 飲 食 店、宿 泊 業   | その場所で飲食又は宿泊させる事業所                                                            | 食堂、レストラン、すし店、喫茶店、料亭、バー、酒場、旅館・ホテル、下宿業、簡易宿泊所など                                                                                                                                                                                     |
| 医 療、福 祉       | 医療、保健衛生、社会保険、社会福祉及び介護に関するサービスを提供する事業所                                        | 病院、診療所、保健所、福祉事務所、保育所、老人ホーム、健康保険組合、介護事業など                                                                                                                                                                                         |
| 教 育、学 習 支 援 業 | 学校教育又は教養、技能、技術などを教授する事業所及びその他の教育に関する事業所                                      | 学校(専修・各種学校を含む)、幼稚園、美術館、動物園、図書館、職業訓練施設、学習塾、フィットネスクラブ、個人教授所、ダンス教室、職員教育施設・支援業など                                                                                                                                                     |
| 他 の サ ー ビ ス 業 | 個人又は事業所に対してサービスを提供する他の産業に分類されない事業所<br>「複合サービス事業」及び「サービス業(他に分類されないもの)」を合わせたもの | 郵便局、簡易郵便局、農・漁業協同組合、森林組合、事業協同組合、法律事務所、獣医業、建築設計業、デザイン業、写真業、興信所、自然科学研究所、高層気象台、洗濯業、理・美容業、旅行業(旅行代理店)、冠婚葬祭業、宝くじ売りさばき業、金券ショップ、映画館、競馬場、遊園地、カラオケボックス、ゴルフ会員権あっせん業、廃棄物処理業、リース業、政治団体、神社、外国公館など                                               |
| 公 務           | 国、都道府県庁、市区役所、町村役場で、立法事務、司法事務及び行政事務を行う官公署                                     | 国家事務、国会、税務署、裁判所、刑務所、ハローワーク(公共職業安定所)、自衛隊、地方事務、都道府県庁、都道府県地方事務所、区役所、町役場、警察署、消防署、地方気象台・測候所など                                                                                                                                         |
| そ の 他         | 以上の各産業に分類されないもの(農業、林業、漁業、鉱業、電気・ガス・熱供給・水道業、不動産業)及び所属産業のないもの                   | 「農業、林業、漁業」〔米作農業、酪農業、植木業、森林管理署、狩猟業、養殖業など〕<br>「鉱業」〔金属鉱業、石炭鉱業、石油鉱業、採石業、砂利採取業、鉱山内運搬請負業など〕<br>「電気・ガス・熱供給・水道業」〔電力会社、ガス会社、水道局・部・課、下水道局、下水処理場、地域暖冷房業など〕<br>「不動産業」〔貸事務所業、貸家業、貸間業、建売業(他人施工)、土地会社、不動産仲介業〕<br>勤め先が一定しない内職、日雇いなどや所属産業のないもの、無職 |

(注) 1. 「日本標準産業分類」による。

2. 官公庁であっても、他の産業の基準欄に示した業務を行う現業庁は、「公務」以外の該当する産業に分類する。